

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○福島県後期高齢者医療審査会規則	—	○福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則	二
○福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	—	○福島県漁業調整規則の一部を改正する規則	四
○福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則	—	○福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則	五

規 則

福島県後期高齢者医療審査会規則、福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則、福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則、福島県漁業調整規則の一部を改正する規則及び福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三十号

福島県後期高齢者医療審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十条)第百二十九条の規定に基づき設置される福島県後期高齢者医療審査会(以下「審査会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織

された審査会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

(会議録の作成)

第四条 審査会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 会議に付した事案の件名
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

2 会議録は、会長及び会長が指名する出席委員二名が署名して確定する。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、保健福祉部保健福祉総室国民健康保険課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審査会の会議は、第三条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(保健福祉総務領域国民健康保険グループ)

福島県規則第三十一号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則(平成五年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社」を「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活福祉領域高齢保健福祉グループ)

福島県規則第三十二号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則(平成十二年福島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第四条第十二号」を「第四条第十四号」に改め、同条第二号中「第百三十一条第一項」の下に「及び第百四十条の十九第一項」を加え、同条に次の一号を加える。

九 第八条の二の規定による許可の更新の申請の受理及び知事への送付(省令第百三

十六条第三項の規定による許可の更新の申請に係るものに限る。
附 則
 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 (生活福祉領域高齢保健福祉グループ)

福島県規則第三十三号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則(昭和六十二年福島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 長期休業 九週間

第四条第一項第四号及び第五号を削り、同条第二項中「夏期休業、冬期休業及び学年末休業」を「長期休業」に改める。

第十三条の五を次のように改める。

第十三条の五 削除

第十三条の七中「被免除者」を「授業料の免除を受けた者(次条において「被免除者」という。)」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

農学部本科

小計	共通(教養科目)	科 区 分	専攻 区分	科 目	単位数	授 業 時 間 数		
						講 義	実 験・演 習	実 習
一三	英会話 法律 心理 経済 選択(A)			生物 化学 数学 小論文 体育 特別講義	一 二 一 二 二 二	一五 一五 三〇 三〇 三〇	六〇	
一六五	(二) (二) (二) (二) 四五							六〇
六〇								

共通(専門科目)

農業経営 国際農業比 較論	三	三〇	三〇	
農産物流通 簿記	一一	一五	一五	
農業情報処 理Ⅰ	四	三〇	六〇	
農業情報処 理Ⅱ	一	一五	六〇	
農業情勢 農学概論	三	一五		
基礎実習	二	三〇		
生物学Ⅰ	二	一五		
土壌肥料概 論	二	三〇		
農薬概論	三	三〇		
環境保全と 農業	二	三〇		
有機農業	一	一五		
農業機械Ⅰ	四	三〇		
農畜産物加 工	二	一五		
マーケティ ング論	一	一五		
卒業論文	四	一五		
選択(B) 簿記会計	六	九〇		
農村調査法	(一)	(二五)	(三〇)	
農業情報処 理Ⅱ	(一)	(二五)		
農業団体論	(一)	(二五)		
農業関連産 業論	(一)	(二五)		
生物学Ⅱ	(一)	(二五)		
農業気象	(一)	(二五)		
農業機械Ⅱ	(一)	(二五)		
農業土木概 論	(一)	(二五)		
食用きのこ	(一)	(二五)		(四五)

畜産 学 科	園芸 学 科											農 産 学 科			小計	論			
	共通	花き		果樹		野菜		共通			畑作		稲作				共通		
		小計	花き各論	小計	果樹各論	小計	野菜各論	小計	植物育種 植物生理 病理昆虫	小計	畑作各論	小計	稲作各論	小計			植物育種 植物生理 病理昆虫	小計	論
家畜飼養 家畜育種 家畜解剖	二 一 二	三 一	三 一	三 一	三 一	三 一	七	三 二 二	三 一	三 一	三 一	三 一	七	三 二 二	四 四	(一)			
一五 一五 三〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	三 〇 三 〇 三 〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	九 〇	三 〇 三 〇 三 〇	四 二 〇	(一五)			
三〇							三 〇	三 〇					三 〇	三 〇	三 六 〇				
	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五			一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五	一、 一、二 一、五			一 八 〇				

共通	共通・専門合計							学校行事	合計
	農業経営	経営工学	財務会計	税法	情報処理	マーケティング	畜産学		
二	二	一	二	一	二	二	九	一八〇	二、七〇〇
三〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	九〇	一八〇	二、七〇〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九〇	一八〇	二、七〇〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	九〇	一八〇	二、七〇〇

備考

一 この表の各科目に対する一単位当たりの授業時間数は、講義については一五時間、実験・演習については三〇時間、実習については四五時間とする。

二 この表中選択(A)は四単位のうちから三単位、選択(B)は一〇単位のうちから六単位を選ぶものとする。

三 単位数及び授業時間数の欄中()内の数字は、選択科目に係る単位数及び授業時間数とする。

四 選択(B)、共通(専門科目)の小計、共通・専門合計及び合計の授業時間数は、選択(B)において講義を行う科目を選択した場合の授業時間数とする。

別表第二共通の項を次のように改める。

環境保全型	一	一五		
農業論	二	三〇		
農業法規	一	一五		
農政時事	三	一五		
国際農業	一	一五		九〇
農産物流通	一	一五		
卒業論文	一七		一五〇	五四〇
小計	三五	一九五	二四〇	六三〇

別表第二備考を次のように改める。

備考 この表の各科目に対する一単位当たりの授業時間数は、講義については一五時間、実験・演習については三〇時間、実習については四五時間とする。

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 平成二十年三月三十一日に福島県農業総合センター農業短期大学校に在学している者で、引き続き同日以後に在学することとなるものに係る授業科目及び単位数については、改正後の福島県農業総合センター農業短期大学校規則別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(経営支援領域普及教育グループ)

福島県規則第三十四号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則(昭和四十年福島県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 第七条第二号イからオまでに掲げる漁業の方法による漁業

第三条第四号から第六号までを削る。

第七条を次のように改める。

(漁業の許可)

第七条 次に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四十四条第一項の規定に基づき、第一号に掲げる漁業及び第二号からオまでに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに、第二号アからキまでに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第一号に掲げる漁業並びに第二号カ及びケに掲げる漁業の方法により営む漁業であつて、漁業法第八十一条の規定により漁業権又は入漁権の内容たる漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

ア あわび(当該水産動植物の採捕を目的とする漁業を「あわび漁業」という。)
イ うに(当該水産動植物の採捕を目的とする漁業を「うに漁業」という。)

二 次に掲げる漁業の方法により営む漁業

ア 小型まき網(総トン数五トン未満の船舶によりまき網を使用して行うものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。以下同じ。)
イ 機船船びき網(当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。)
ウ さし網(松川浦及び横浦におけるもの並びにカに掲げる漁業の方法を除く。当該漁業の方法による漁業を「さし網漁業」という。以下同じ。)

エ かご(当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。)

オ どう(当該漁業の方法による漁業を「どう漁業」という。)

カ 固定式さし網(前号ア及びイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「固定式さし網漁業」という。)

キ つぼ(当該漁業の方法による漁業を「つぼ漁業」という。)

ク 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含み、前号ア及びイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを除く。当該漁業の方法による漁業を「潜水器漁業」という。)

ケ 小型定置(当該漁業の方法による漁業を「小型定置漁業」という。)

コ 地びき網(当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。)

第八条第一項中「第六十六条第一項の規定」を「第六十六条第一項」に、「漁業法」を「同法」に、「前条第一号から第七号までに掲げる」を「前条第二号アからキまでに掲げる漁業の方法により営む」に、「その他の」を「同条第一号に掲げる漁業及び同条第二号からオまでに掲げる漁業の方法により営む」に改める。

第三十八条中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる漁業の方法により営む」に改め、「漁業は」の下に、「漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四十四条第一項の規定に基づき」を加え、同条第一号中「空釣こぎ漁業」を「空釣こぎ」に改め、同条第二号中「ころばし漁業」を「ころばし」に改める。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条から第四十四条まで 削除

第四十五条の二中「刺し網漁業」を「さし網漁業」に、「固定式刺し網漁業」を「固定式さし網漁業(第七条第一号ア又はイに掲げる水産動植物の採捕を目的とするものを含む。第五十七条において同じ。)」に改め、同条第一号中「相馬郡鹿島町」及び「原町市」を「南相馬市」に改める。

第四十九条第一項及び第五十条第一項中「に係る船舶」を「を受けた者」に、「当該船舶」を「当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶」に改める。

第五十一条第一項中「船舶が当該漁業」を「漁業者が漁業」に、「に使用された」を「を営んだ」に、「当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶」を「当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶」に改める。

第五十三条第二項中「には、」を「は、同項の検査若しくは質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する」に改め、同項各号を

次のように改める。

- 一 別紙様式第十五号による信号旗Lを掲げる。
- 二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。
- 第五十三条第三項中「長声」を「長音」に、「約四秒時から六秒時までの音響又はせん光」を「約三秒間継続する吹鳴又は投光」に、「短声」を「短音」に、「約一秒時の音響又はせん光」を「約一秒間継続する吹鳴又は投光」に改める。
- 第五十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第七条、第十五条」を「第十五条」に改め、「第四十五条の二まで」を「第三十七条まで、第三十九条から第四十一条まで、第四十五条、第四十五条の二」に改める。
- 様式第十五号備考2中「~~浮網漁業調整規則~~」を「~~浮網漁業調整規則~~」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条の二第一号、第五十三条及び様式第十五号の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第七条の規定により許可を受けている者は、当該漁業の許可の有効期間中は、改正後の福島県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第七条の規定による許可を受けているものとみなす。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた改正前の規則第七条の規定による許可の申請であつて改正後の規則の施行の際許可をしようとするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第七条第一号の漁業に係る同条の許可を受けようとする者は、施行日前においても、改正後の規則第八条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。
- 5 知事は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、改正後の規則第七条の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、同条の規定の例により許可を受けたときは、施行日において同条の規定により許可を受けたものとみなす。
- 6 この規則の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用については、なお従前の例による。

（生産流通領域水産グループ）

福島県規則第三十五号

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正す

る規則

福島県海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成八年福島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第七条第六号の固定式さし網漁業」を「第七条第二号カの固定式さし網により営む漁業」に改め、同条第四号中「第七条第九号の小型定置漁業」を「第七条第二号ケの小型定置により営む漁業」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する

（生産流通領域水産グループ）